

第 12 回 松田町 自治基本条例 審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 6 月 1 日（木） 10：00～12：00
2. 場 所 町役場 3 階 防災対策室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（田代委員、原田委員欠席）
事務局：政策推進課（吉田参事兼課長、柳澤課長補佐兼係長、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 出席者名簿 (資料 1)
 - ・ 第 11 回審議会議事録 (資料 2)
 - ・ 第 11 回審議会レビュー (資料 3)
 - ・ 松田町自治基本条例 (資料 4)
 - ・ 松田町自治基本条例にかかる意見書資料 (資料 5)
 - ・ 他市町村における「事業者の役割を責務」の記載について (参考資料)

【概要】 司会進行（吉田参事兼課長）

1. 開 会

2. 議 事

- ① 第 11 回審議会 レビュー （*冒頭、事務局より資料 3 を基に説明）

【会 長】

前回（第 11 回）の審議会のレビューについては、いかがでしょうか。

【委 員 全 員】

（特に意見等なし。）

- ② 松田町 自治基本条例 条文（案） （*冒頭、事務局より資料 4、資料 5 を基に説明）

【会 長】

第 1 条及び第 2 条については、前回の審議会での指摘を踏まえ修正されているので、この表現で進めることといたします。第 3 条第 4 号に関して、「執行機関」を削ってはどうかとの意見が出ていますがどうでしょうか。

【委 員】

第 10 条（議会の責務）及び第 23 条（地域コミュニティ）の内容と相違がでてくるので、「執行機関」を入れなくてよいのではないかと考える。

【会 長】

それでは第 3 条第 4 号での「執行機関」は取ることとします。また、第 3 条第 8 号の「参画」は「参加」に修正します。なお、第 3 条第 7 号の「協働」に関しては、第 7 条で協働の原則として条文化されているので、改めて第 7 号で明記しなくてもよいのではないかという意見もあったことから、自治基本条例の全体をみて、検討していくことにしますので、現時点では保留とさせていただきます。

す。次に第4条についてはどうでしょうか。

【委員】

第4条は自治の基本理念であるので「町政は…」で始まるのはおかしいと思う。修正案のように「町は、基本的には町民の自発的責任ある意思と活動によってつくられるものです。」で始める第1項を追加し、原案の条文を第2項及び第3項に分けた形で記載する方が良いのではないかと考える。

【会長】

いかがでしょうか。委員からの修正案では、第1項で住民自治の理念を示して、第2項で町政について、第3項で町民、議会及び町長等の関係する3者の相互協力へとつなげている形を示していただいております。

【委員】

原案のように「町政は…」で始めると、町民の自主性が欠けてしまうことも懸念される。

【副会長】

原案でも通じるが、住民自治の観点からみる場合に、分かりやすさの点からも修正案の方がよいかと考える。

【会長】

「修正案でよいのではないか」という意見ですが、他にはいかがでしょうか。条文については、町民に分かりやすく表現することが、審議会での総意であったかとも思います。

【事務局】

条例の条文については、基本的に「…します」と具体的に示していくものでありますが、定義的に表現しているものが第4条になります。また、条文を「町は…」という表現で示していくことで、主語との関係上の問題ないでしょうか。

【会長】

第4条における第1項は理念的なもので、自治基本条例での根幹に関わる部分であるので表現しなくても通じると思いますが、審議会での合意と見解から示していくことの問題はありません。また、主語の表現についても大丈夫であると考えます。

【副会長】

条例に対して、規則や細則は必要であると思うが、職員や議員が考えるよりは詳細に示した方がよいと考える。ただし、あまり細かすぎてしまうのも、分かりにくくなってしまう。

【会長】

本審議会では成案を確定させるのではなく、方針や方向性を示し、審議会での委員の総意を示すものと考えており、基本的には審議会として答申し、具体の最終的な部分は事務局で調整する形になると思います。では、第6条についてはどうでしょうか。

【委員】

第6条の修正案については、より細かく、町民と町長等を区分して表記している。

【委員】

第6条の修正案については、第6条と第8条を一緒にする形で修正し、第8条は「町民の権利」として表記するのが良いのではないかと考える。つまり、原案での第8条の条文で示されている、まちづくりに関する内容を第6条に統合して表記している。

【会長】

委員の修正案では、町民が主権者として第1項で示されている。また、第2項では町民参加ので

きる機会の拡充、第3項では町民参加が可能となる仕組みづくりや工夫についての部分が追加されています。

【委員長】

町民の参加の権利に対しての参加機会の保障ではなく、参加のできる機会として示していくべきである。

【副会長】

その一方で、「参加の機会を保障する」といった表現は、どこかで示しておかなければならない。

【委員長】

権限のあるところから参加を保障されるというのは参加と違うと思われるので、そうした条例にはしたくない。

【副会長】

条文（文章）全体としても、くどくなってしまうが、条文を読むと主旨がわかるようにしておくのがよいのではないかと考える。また、よい文言で書き込むのではなくて、日常会話的な文言で記載してもよいのではないかと。

【事務局】

第6条（参加の原則）及び第12条（町長等の責務）において、重複があるのではないかとと思われるので、その部分の棲み分けをしておく必要があるのではと捉えている。

【委員長】

表現の仕方によって異なるが、第6条（参加の原則）では参加を担保することを示すべきであり、町長等が何をするのかは第12条（町長等の責務）に簡単に示せばよいのではないかと考えるので、修正案のとおり、第6条と第12条では書き分けて修正をしている。

【会長】

委員からは第6条（参加の原則）を受けて、第12条（町長等の責務）を示しているほか、町民の参加については保障されるものではなく、主権者の持つ権利として表記されています。

【委員長】

条文の中身が細かくなって膨らみすぎている感じがする。また、細くなることで様々なところに関連してしまってきているので、必要に応じて追加をしていくようにしてはどうか。

【会長】

その他にはどうでしょうか。現在保留となっている部分については、会長預かりとさせて頂くことでいかがでしょうか。

【委員全員】

了解。

【事務局】

条文の表現については、最終的に相談をさせて頂きたい。

【会長】

第8条については、委員の修正案では「町民の参加（第8条）」と「町民の責務（第9条）」と区分した条文立てをしています。

【委員長】

原案の第8条での4項立ては多いと思われるので、整理した上で修正している。

【会長】

委員の修正案では、町民の権利を強調して表現しています。

【委 員】

第8条でのまちづくりに関する表現については、第6条に入れることを確定してもらいたい。
権利があって責務が生じてくるものであって、その権利を認めないような条例にしてはならない。

【会 長】

町民の権利を示してから住民の責務も合わせて示していますが、いかがでしょうか。

【委 員】

基本的人権などもある中、自治基本条例で示す必要はあるのか。

【会 長】

上位での規定があっても示すことには問題ないです。

【委 員】

委員の考え方でいくと、章立ての内容のほか、条文中での関連する事項の内容の調整も必要となってくる。

【委 員】

第1条での「権利」を「役割」に修正したことには違和感を持っている。

【事 務 局】

第1条で「権利」を「役割」と修正しており、町民の権利は大前提にあって進めていると捉えている。

【会 長】

審議会での審議の中で委員の了解を得て、第1条での表現で「役割と責務」としてしますので、どこかで示していくとするならば、逐条解説の中で住民が持っている権利として示していくことでいかがでしょうか。

【委 員】

以前に権利と責務は同時に示されるべきであるという意見・指摘を受けたことから、条文で「町民の権利」「住民の責務」として示した方がよいと考える。

【会 長】

それでは、第8条については「町民の役割と責務」で進めることといたします。また、委員から第9条から第11条についての修正案が示されております。

【委 員】

原案では地域コミュニティの概念が分かりづらいので、「地域活動」と「町民活動」に区分して表現している。また、第7章では一体で示されているので分かりづらい。

【会 長】

地域コミュニティという表現が一般的に広く使われているが、非常に分かりづらいので地域活動と町民活動に区分して示し、担い手の育成についても一緒に表記してはどうかということですが、いかがでしょうか。

【委 員】

第7章「地域コミュニティ」は、あえて個別に章立てされているので、原案のままでよいと考える。また、担い手の育成については、第8条第3項に追記してはどうか。

【会 長】

委員の修正案では、第23条（地域コミュニティ）を区分して示してはどうか。具体的には「地域活動」及び「町民活動」として第4章の「町民の役割と責務」に続けて表記し、第7章より削除することとなっています。また、「地域活動」は主に自治会活動等、「町民活動」は主にまちづくり

活動と捉えています。

【委 員】

参考他に他の市町村における表現等についても調べてみると、以前の参考資料にあった大和市が「住民の権利」「住民の責務」といった形での条文で示している。

【会 長】

第9条（事業者の役割と責務）として、事業者に対しても役割と責務を期待しています。

【副 会 長】

原案では、やや求めすぎてはいないか。

【委 員】

町の中に雇用できるような企業への要望や希望はあってもよいと考える。

【委 員】

現在、町としても定住促進を示しているので、表現を柔らかくして示してはどうか。

【委 員】

参考資料にある箱根町の条文はよいと考える。企業としての参加や協賛もあり、書き込み過ぎていない。

【副 会 長】

もう少し事業者だけではなくて、生活者としての視点も入れ込んでもよいのではないか。

【委 員】

将来的な夢の持てるものとして入れ込んでもよいかと考える。

【会 長】

第10条（議会の責務）についてはどうでしょうか。

【委 員】

議会の本来の仕事について示してはどうか。特に、自治基本条例が議会に対して唯一、町民の意思や考えを示せるものであることから、修正案のとおり、具体的に記載している。

【委 員】

第1項は不要である。また、意見等でも記載しているが町議会の常任委員会や特別委員会を公開してほしい。

【副 会 長】

原則として公開は可能であるが、議長権限で非公開とすることも可能である。

【委 員】

各委員会の実施日程等がすぐに確定できないこともあって、町民に情報として伝わりにくい状況ではある。

【副 会 長】

議会基本条例の策定状況はどうなっているのか。

【事 務 局】

原案策定までは至っていない状況である。

【会 長】

第10条の条文の中に審議会の期待として示しておくことはありますでしょうか。また、議会とのやり取りはどうなっていますでしょうか。

【事 務 局】

今後、素案段階で町議会に示した後に、パブリックコメントを実施する予定である。

【会 長】

第11条（議員の責務）についてはどうでしょうか。

【副 会 長】

住民という括り方より、生活者とした表現の方がよいのではないか。

【会 長】

第12条（町長等の責務）及び第13条（職員の責務）についてはどうでしょうか。委員の修正案では、町長のリーダーシップとして「先導的に…」が追記してあります。

【副 会 長】

関係部局には合致するのか。

【委 員】

リーダーシップを発揮・期待を込めて、条文中に示させてもらっている。

【委 員】

条文の内容（文章量）が増えてしまうと、逆に意味がなくなってしまう。

【委 員】

「その権限を適切に行使し…」で、その権限の内容が表記されていないので、権限の内容を逐条解説で示してはどうか。また、「長期的な視野に立って…」となっているが、各種計画等もあるので「中長期的な視野に立って…」と表現して頂いた方がよいと考える。

【委 員】

この意見は、職員の立場からしても重要であると思われるので、参考して記載を願いたい。

3. その他

第13回 審議会の日程：7月4日（火） 午前10：00～ 4階 4AB会議室

第14回 審議会の日程：8月2日（水） 午前10：00～ 1階 1AB会議室

4. 閉 会
